

再商品化委託契約申込に関する主な注意点などについて

本申込書に必要事項を記入し、代表者印を押印した後、本申込書の写しをとって、契約約款（ミシン目にて切り離し）とともに貴社（貴方）で保管してください。記入漏れなどの過誤がないときは、「再商品化委託承諾書」をオンライン発行いたします。発行した旨は、オンラインでのアクセスに必要なID・パスワードとともに文書でご連絡いたしますので、オンラインにアクセスのうえ、パソコンの画面上でご確認ください。
本申込書の写し、契約約款、再商品化委託承諾書の3点が契約を証する証書となります。

1. 主たる業種について

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入ください。

主たる業種の区分	番号	主たる業種の区分	番号
製造業等	① 食料品製造業	卸売業・小売業	酒類卸売・小売業 ⑨
	② 清涼飲料・茶・コーヒー製造業	商業・サービス業	医薬品卸売・小売業 ⑩
	③ 酒類製造業		食料品卸売・小売業 ⑪
	④ 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		苗、種子卸売・小売業、花、植木卸売・小売業 ⑫
	⑤ 医薬品製造業		その他の卸売・小売業 ⑬
	⑥ 化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業		サービス業 ⑭
	⑦ 農林・漁業		⑨～⑭以外のその他の業種 ⑮
	⑧ その他の製造業等（建設業、運輸・通信業、不動産業等含む）		

また、貴社が上記のどの業種に該当するか不明な場合は、以下の事例を参考にご記入ください。

<参考事例>

- ・組合（農業組合、森林組合、漁業協同組合）⇒ ⑦
- ・組合（生活協同組合）⇒ ⑪
- ・組合（その他）⇒ ⑯
- ・包装材製造関連⇒ ⑧（※製造する包装材の用途に関わらず⑧を選択してください）
- ・飲食店・外食産業⇒ ⑯
- ・情報サービス・調査業⇒ ⑯
- ・鉄道業、ガス・電気・水道業⇒ ⑧
- ・公社、公益財団・社団法人、一般財団・社団法人等⇒ ⑧
- ・製氷店舗⇒ ⑧
- ・持ち帰り弁当店舗、ピザ宅配店舗⇒ ⑯
- ・宿泊施設⇒ ⑯
- ・新聞販売所⇒ ⑯

2. 事業の廃止などに伴うご連絡について

特定容器包装の利用・製造等に係る事業の全部を廃止（合併、会社分割、第三者への事業譲渡等）などが予定されている場合であっても、申込書の記載は申込日現在の状況に基づきご記入ください。上記のような事業の廃止などの事情が生じたときは、正確かつ確実に処理するため同封資料の「令和8年度申込・契約訂正等申請書」または非申込FAX返信票裏面の「事業の廃止に関する通知」欄によりご連絡ください。

3. 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、再商品化委託契約の履行において当協会からの個別のご連絡・ご案内などを郵送または電子メールでお送りするためご利用することができます。当協会における個人情報保護方針については、協会ホームページをご覧ください。

4. 小規模事業者（義務対象外）について

下記条件を満たす事業者は、小規模事業者として、再商品化義務の適用を除外されます。

業種	従業員	売上高
製造業等	20名以下	かつ2億4,000万円以下
商業、サービス業	5名以下	かつ7,000万円以下

5. 暴力団排除条例への対応について

暴力団への利益供与などを禁じる暴力団排除条例が、平成23年10月1日より、全ての都道府県で実施されています。当協会では、平成25年度以降再商品化委託契約約款の第22条に、「反社会的勢力の排除に関する誓約」を追加しておりますので、予めご参照ください。